

「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」の
改正を求める意見書

J R北海道は、昭和62年4月に実施された日本国有鉄道の分割・民営化により発足し、以来、札幌市内及び北海道内の旅客輸送を担ってきたところであるが、札幌圏の輸送サービス向上、北海道新幹線の開業、新千歳空港へのアクセス輸送の強化など、利便性の向上を進めた一方で、経営安定基金の運用益低下や道内人口減少などにより経営状況が著しく悪化するとともに、平成23年5月の石勝線列車脱線火災事故を発生させるなど様々な事故・事象等を連続して発生させ、国土交通省から数次にわたる事業改善命令・監督命令を受領するなど、危機的な状況にある。

鉄道輸送は、通勤・通学など札幌市民200万人の日常の移動手段として必要であるとともに、道内外や海外からの観光客増大にも不可欠である。

同社は、平成31年4月、「中期経営計画」と「長期経営ビジョン」を策定し、北海道新幹線札幌開業を契機として令和13年度に経営自立を図るべく再生を進めているところであるが、経営自立までの間は国などからの支援の継続を必要としており、このためには令和2年度末に期限を迎える「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」（以下「債務等処理法」という。）を改正する必要がある。

よって、国会及び政府においては、「債務等処理法」を改正し、J R北海道の経営努力の下に、同社の経営自立までの間、必要な支援を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年（2020年）12月10日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣
（提出者）自由民主党、民主市民連合及び公明党所属議員全員